

## 会費の納入について

当センターでは、定款により「センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。」と定めており、年額1200円の会費を負担いただいております。会員は、事業活動で経常的に生じる費用の経費の一部として会費を納める義務があり、「仕事の提供がないから会費を払わない」ということにはなりません。

また、配分金（派遣賃金は除く）からの会費控除処理もできますのでご利用ください。（詳しくは事務局までお問合せください。）